

福島県障がい者施策推進協議会委員公募要領

1 目的

福島県障がい者施策推進協議会における委員の選任に関して、委員の一部を公募することにより、広く県民の声を障がい者施策に反映させることを目的とする。

2 公募委員

公募委員は1名とする。

3 応募資格

次のすべての要件に該当する者とする。

- (1) 県内に在住する満18歳以上（令和7年2月18日現在）の障がい者
- (2) 障がい者施策に関心がある者
- (3) 年1～3回程度、平日に開催される協議会に出席できる者
- (4) 国、地方公共団体の議員及び公務員、県の保健福祉に関する附属機関の委員以外の者

4 応募方法

次の書類を下記応募先まで郵送、持参又は電子メールにより提出するものとする（郵送する場合は封筒余白に「協議会委員公募」と朱書きする。電子メールで応募する場合は、別紙様式の記載事項が網羅されていれば、様式を問わず受け付けるものとする。）。

なお、提出された書類は返却しない。

- (1) 応募申込書兼履歴書1通（別紙）
- (2) 障がいがあることを証明する書類
障がい者手帳、医師の診断書・意見書など（写しで構わない）
- (3) 作文（意見・提言等800字以内、氏名記入、様式自由）
テーマ「福島県の障がい者施策のあり方について」

5 募集期間

募集期間は、令和6年11月1日（金）から令和6年11月29日（金）までとする。

- (1) 郵送： 令和6年11月29日（金）の消印有効とする
- (2) 持参： 公募期間中（土日祝日除く）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 電子メール： 令和6年11月29日（金）午後5時15分までとする。

6 公募委員の選考

(1) 選考方法

- ア 1次選考については、応募者の提出書類により選考する。
なお、1次選考を通過した者については、2次選考の日程を別途通知する。
- イ 2次選考については、1次選考通過者に対し、面接による選考を行う。

(2) 選考委員

- ア 1次選考の選考委員は、次に掲げる者とする。
保健福祉部障がい福祉課長、主幹兼副課長及び主幹、こども未来局児童家庭課長及び主幹兼副課長
- イ 2次選考の選考委員は、次に掲げる者とする。
ただし、選考当日都合により出席できない場合は、当該委員が指名する代理者が当該委員に代わって出席できるものとする。
福島県保健福祉部次長（生活福祉担当）
福島県こども未来局次長

7 選考結果の通知

選考結果は、令和7年1月中旬頃に、郵送により応募者本人あて通知する。

8 広報

次の方法により、広く周知を図る。

- (1) 県のホームページ
- (2) 市町村、関係団体等への公募案内の通知
- (3) 県政記者クラブへの資料提供

9 応募先及び問い合わせ先

福島県保健福祉部障がい福祉課
〒960-8670 福島市杉妻町2-16
TEL 024-521-7170 FAX 024-521-7929
電子メール shougai Fukushima@pref.fukushima.lg.jp

附 則

この要領は、令和6年10月21日から施行する。